

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第15号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の見直しに伴う経過措置)</p> <p>第3条 <u>へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第12条第1項</u>の規定による指定の日（以下「指定日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る条例第4条の規定に基づくへき地手当の月額（以下「指定日以後のへき地手当の月額」という。）が指定日の前日におけるへき地手当の月額（以下「指定日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（同条の規定に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、同条の規定にかかわらず、指定日以後当該職員が指定日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務する場合（当該学校等の移転があった場合を除く。）においては、指定日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る指定日前のへき地手当の月額に達するまでの間（同条の規定に基づくへき地手当の支給を受けない者については、指定日以後）、指定日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(指定の見直しに伴う経過措置)</p> <p>第3条 <u>へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第13条第1項</u>の規定による指定の日（以下「指定日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る条例第4条の規定に基づくへき地手当の月額（以下「指定日以後のへき地手当の月額」という。）が指定日の前日におけるへき地手当の月額（以下「指定日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（同条の規定に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、同条の規定にかかわらず、指定日以後当該職員が指定日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務する場合（当該学校等の移転があった場合を除く。）においては、指定日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る指定日前のへき地手当の月額に達するまでの間（同条の規定に基づくへき地手当の支給を受けない者については、指定日以後）、指定日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。